

■自賠責保険料

いわゆる強制保険料。交通事故の被害者救済を目的に作られた強制加入制度で、車検時に次の車検までの期間分を支払う。但し、弊社が前オーナーに未経過分を支払っている車両に関しては、その分を「自賠責保険未経過相当額」として新オーナーに請求しております。なお、「自賠責保険未経過相当額」にも別途、消費税がかかります。

車種区分	37カ月	36カ月	25カ月	24カ月	13カ月	12カ月
自家用自動車（3/5/7ナンバー）	36,780	35,950	26,680	25,830	16,380	15,520
軽自動車	35,610	34,820	25,880	25,070	15,960	15,130

▲自賠責保険料(新規加入時の料金 単位:円)

■任意保険

自賠責保険と別途に任意保険がございます。

・対人賠償責任保険(相手の人への賠償)

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、怪我をさせたりした場合は法律上の損害賠償責任の額から、自賠責保険などによって支払われるべき金額を差引いた額について、保険金額を限度に保険金をお支払致します。

・対物賠償責任保険(相手のお車や物への賠償)

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合、法律上の損害賠償責任の額について保険金額を限度に保険金をお支払いいたします。

・人身傷害保険(ご自身等人への補償)

ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられたり、怪我をされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、保険金額を限度に保険料をお支払致します。

・車両保険(ご自身等のお車や物への補償)

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険料をお支払致します。

※上記ご説明は、一般的な内容で、ご契約内容によりお支払されない場合もございます。

○新たにお車をご購入いただいたお客様

ご購入いただいたお車に、新規でお申し込みが必要です。

もしくは、ご家族でご使用になっているお車の保険証券をお持込下さい。

ご加入いただいている保険内容によって、等級割引が可能となります。

○現在お乗りになられているお車と入替るお客様

現在ご使用していただいていたお車の任意保険証券をお持込下さい。

・現在の保険を車両入替をおこなうお手伝いを致します。

・現在の保険を弊社代理店に切り替えることも可能です。

(その際は、等級による割引等引き継ぐことが可能です。)

■代理店業務

弊社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社の

代理店業務をおこなっております。自動車保険を筆頭に、損害保険及び生命保険の資格も

取得しており、お客様への幅広いご要望にお応えいたします。

是非、一度保険の見直しを含めご相談にお問い合わせ下さい。

無論、ご相談料等はいただいております。お気軽にお声掛け下さい。

他社との比較するお見積も無料で答えさせていただきます。



損保ジャパン日本興亜



AIRオートクラブ



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動